

考えてみましょう!

自分のため、みんなのためになる「賢い消費」について

私たちは、モノやサービスの消費を繰り返す「消費者」です。自分の選んだモノやサービスがトラブルに直結することがあるばかりか、選び方や使い方が、社会や地球の未来に影響を与えることもあります。

自分や家族の生活に、どんなモノやサービスが必要なのか、そのモノやコトは地球や人にやさしいか等をよく考えて選びましょう。



たとえば、安い商品や有名なブランド品を買うことが、必ずしも賢いわけではありません。

商品を購入するときは、デザインや機能のほか、**適正な価格**かどうか比較検討したり、検査マーク等を参考に、**安全**かどうか品質を調べたり、**環境にやさしく**、持続可能な社会に配慮した商品であるかなども考えて、納得のいくものを選ぶことが大切です。

でも、選ぶための情報にウソや誤りがあったらどうでしょう? 選び間違えてしまうかもしれません。正しい選択ができるよう、与えられた情報をうのみにするのではなく、情報を見極める力を養いましょう。

事故やトラブルが起きたときは、消費生活相談窓口等に相談し、解決の糸口を見つけましょう。あなたの行動が、被害の拡大を防いだり、再発防止に役立つかもしれません。

消費者の権利と責任

消費者が権利を実現し責任を果たすために何をしたらよいか考えましょう。

消費者の8つの権利

(「消費者基本法」より抜粋)

- 1 安全が確保される権利
- 2 選択する権利
- 3 知らされる権利
- 4 意見が反映される権利
- 5 消費者教育を受ける権利
- 6 被害の救済を受ける権利
- 7 基本的な需要が満たされる権利
- 8 健全な環境で暮らす権利

消費者の5つの責任

(「国際消費者機構」提唱)

- 1 商品や価格などの情報に疑問や関心を持つ責任
- 2 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任
- 3 自分の消費行動が社会に与える影響を自覚する責任
- 4 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任
- 5 消費者として団結し、連帯する責任

トラブルや不安なことがあったら…

消費者ホットライン 局番なし **188** へ相談を!

※188は、住んでいる地域の市区町村や都道府県の消費生活相談窓口等につながる全国共通の電話番号です。

考えて選ぶ!!

みんなの賢い消費生活



尾花沢市 消費生活相談窓口(市民税務課)

☎ 0237-22-1111 内線:137

SDGsに則した選択って？

SDGsは世界が少しでも良くなるために一人ひとりに何が出来るか、考えるヒントを与えています。自分のできることを、できる範囲で、少しずつならやれるかもしれません。また、考えたことを身近な人に伝えてみるのも良いかもしれません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

伝えよう！
やってみよう！



SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」を略した言葉です。国連の「持続可能な開発サミット」で採択されたもので、**平和と地球環境を守るためにどう行動するか**、2030年までの達成を目指す**世界共通の17の目標**です。17の目標にある課題は、関連しあっているため、ひとつの活動に取り組んだ場合でも、複数の目標を同時に解決することができる特徴があります。

特に、目標の12番「つくる責任、つかう責任」は、**すべての消費者と企業にかかわるものです**。「消費行動」を行う際は、多様性を重んじ、差別のない、持続可能な社会を目指すための**選択**を心掛けましょう。

選択

他人ごとではなく、自分ごとの消費って？

身近なモノやコトを、よく考えて選ぶことから始めてみてはどうでしょう？
そして選ぶ前に想像してみましょ。そのモノがやってきた道、これから行く道を…。

エシカル消費を心掛けよう！

製品やサービスを安価で購入できることは嬉しいことですが、もしそれが、企業努力によるものではなく、どこかでだれかの人権が踏みじられたり、環境を破壊して得られるものだったらどうでしょう？

「エシカル消費」とは倫理的消費ともいわれ、自分のことだけでなく、自分以外の人や社会、環境のことを考えて行う消費行動のことです。

購入する際は、生産する人々の人権や労働条件への配慮がなされている製品を選ぶようにしましょう。

生産過程を考えるだけでなく、自分がどう手入れし、使い、処分するかなども考えましょ。



フェアトレードの商品を選びましょ

フェアトレードとは「公平・公正な貿易」のこと。適正な価格で取引された開発途上国の原料や製品を継続的に購入することで、雇用が維持され、安定した供給が実現します。

国際フェアトレードラベル機構が定めた「国際フェアトレード認証ラベル」が貼られた商品を購入ましょ。

お気に入りのブランドやメーカーがどのような取り組みを行っている企業なのか調べてみてはいかげしょう。

サステナビリティを意識しよう！

持続可能な社会を目指すために、環境への負荷が低い製品を選んだり、限られた資源をムダなく有効活用ましょ。

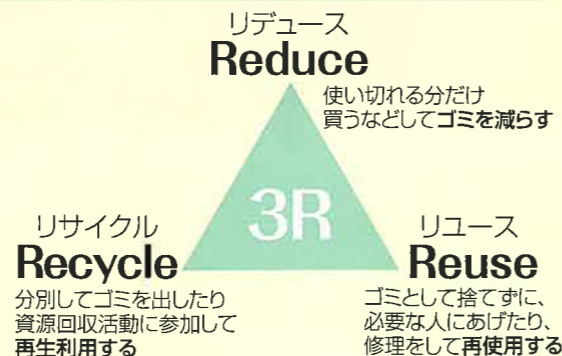
たとえば

- プラスチックゴミを減らすため、詰め替えできる商品を選ぶ
- マイバッグを持って出かけ、過剰・不要な包装は断る



- 衣服などのシェアリングサービスを活用する
- 持続可能なエネルギーである太陽光や風力、地熱を利用した再生エネルギーを取り入れる

3R(スリーアール)でゴミ削減を心がけましょ！



リサイクルに積極的に取り組む企業を応援ましょ。

食の安全を考え食品ロスを減らそう！

食品表示を見て原材料や添加物を確認ましょ。

まだ食べられるのに廃棄される食品を減らましょ。

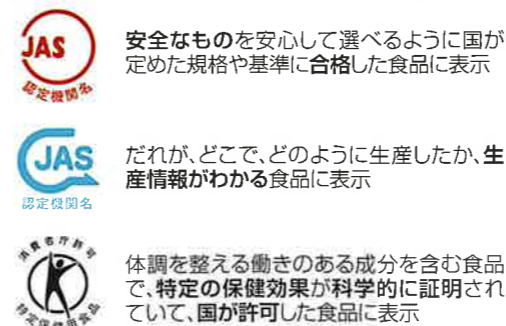
- 必要なモノを必要な分だけ買う
- 形が整っているかにかかわらず、不ぞろいでも、旬なもの、新鮮なものを選ぶ
- 賞味期限や消費期限をこまめにチェックし、無駄なく使う



生産や輸送におけるCO2の排出が少ない「地産地消」を心掛けましょ！

選ぶときの参考になる表示

品質表示やマークを見て選びましょ



製品トラブルや事故に注意しよう！

- 電化製品は品質が良く、安全性の高いモノを選ぶ



※たとえば自転車は、安全基準に適合した印の「BAAマーク」が貼られたモノを選びましょ。

- 取扱説明書をよく読み正しく使う



※危険性のある製品はリコールされていないか注意ましょ。

- ボタン電池等の誤飲などを防ぐため、保管場所を決め、取扱いに注意する

選ぶときの参考になる表示

たとえば、「PSEマーク」は、電気用品安全法に基づき、国の定めた技術上の基準に適合した電気用品に表示されます。

家電製品を購入するときにはPSEマーク等がついているか確認ましょ。

上記のような安全に関するマークの他にも、「食品表示」や「洗濯表示」など、購入するときや使用するとき役立つ情報が色々あります。どんな表示があるか、注意を向けてましょ。



契約

消費者の身近にあるリスクって？

モノを購入したりサービスを利用するときは、常に慎重な対応を心がけましょう。
不要な契約、望まない契約、不用意な契約、節度のない契約をしないために…。

ワンクリック詐欺に 気をつけて！

スマホやパソコンで、無料動画を視聴しようと再生ボタンをクリックしただけで、即「登録完了。料金〇万円」などと表示され、不当な請求をされたら「ワンクリック詐欺」を疑いましょう。

架空の請求は無視する！
解約案内に従って、あわてて連絡をしない！

記載された連絡先に電話すると、個人情報を知られたり、「支払わないと裁判になる」などと言われることもあります。



電子契約法

インターネットで買い物などをするとき、申し込みの「確認画面」を事業者側が表示していない場合は、それが原因で消費者側が**勘違いや操作ミス**でクリックして「購入」したとしても、その**申し込みは無効**になります。

悪質商法に 気をつけて！

住宅の無料点検を謳って訪問してきた業者に、「このままでは大変なことになる」といわれ、排水管工事やシロアリ駆除、耐震工事などの契約をせかされたら、「**点検商法**」を疑いましょう。

※不安をあおって高額な工事の契約をさせたり、不要な工事やずさんな工事を行う悪質なものもあります。
その場ですぐ契約をしない！

未公開株や社債等、金融商品のパンフレットが届き、電話で「元本保証」や「絶対に儲かる」などと、投資や資金運用の話を持ちかけられたら「**利殖商法**」を疑いましょう。
もうけ話をうのみにしない！

消費者契約法

事業者が問題のある契約手法をとった場合、消費者は契約を**取り消す**ことができます。

- ・契約内容について**事実と違うことを言う**(不実告知)
- ・不利益な**事実をわざと知らない**(不利益事実の不告知)
- ・**不確実なことを**確実であるかのように言う(断定的判断の提供)
- ・帰ってほしいと意思を示しているのに**帰らない**(不退去)
- ・帰りたいと意思を示しているのに**帰してくれない**(退去妨害)など。

また、消費者の利益を不当に害する契約条項は、その部分が**無効**になります。

「サブスクリプション」などの 契約トラブルに気をつけて！

「サブスクリプションサービス(サブスク)」とは、月額〇円で「映像が見放題」や「音楽聞き放題」の配信サービス、あるいは服や家具のレンタルなどの**定額制サービス**等のことです。

利用頻度が高い人にとっては、お得なサービスですが、無料期間が終了すると、自動的に有料サービスへ移行するケースが多く、次のような**トラブルが増えています**。

- 知らないうちに、支払いが始まっていた
- 無料期間中に解約をしたつもりが、解約できていなかった
- 解約しようと思ったら、ログインするためのパスワードがわからなくなっていた

契約や注文をする前に、条件や総額、解約・返品の方法などを確認する。

※申し込みの最終画面を印刷するなどして、契約内容を記録・保存しておきましょう。

課金トラブルに 気をつけて！

届いた請求書の請求額に驚いて調べてみると、**子供がオンラインゲームでアイテムを獲得**するために、**保護者に無断で課金(購入)**していたという**トラブルに注意**しましょう。

子供が勝手に、端末に記録されたクレジットカード情報を使って購入したり、キャリア決済で購入してしまうのを防ぐために、

- クレジットカードの情報管理を行う**
- キャリア決済の設定を確認して、パスワードや暗証番号の管理を徹底する**

○子供と話し合い、ネット利用のルールを決めましょう
○ペアレンタルコントロール等の機能を活用し、スマホやゲームのネット利用に適切な制限をかけましょう

民法 未成年者取消権

未成年者が親権者の同意なく契約した場合は、原則、**取り消すことが可能**です。
※ウソについて年齢をごまかしたり、保護者の署名欄に無断でサインをして契約した場合などは取り消すことはできません。

特定商取引法 クーリング・オフ制度

事業者の不意をつかれたり、断りにくい環境を作られたり、契約を急がされるなどして、不要な契約や購入をしてしまったときは「**クーリング・オフ**」ができる場合があるので確認しましょう。

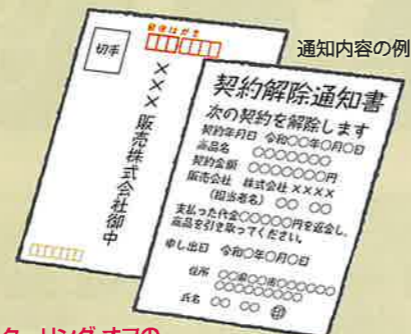
クーリング・オフは、契約の申込みをした後でも消費者に冷静に考え直す時間を与え、対象となる契約について**一定の期間内に**手続きをすれば、理由がどうであれ**無条件で申し込みの撤回・契約の解除**ができる制度です。

定められた期間内(右表参照)に、必要事項を記入(右通知例参照)し、記録が残る方法で、代表者宛てに送りましょう。

トラブルの多い取引を規制する「特定商取引法」で定められているクーリング・オフの例

取引の種類	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日間
訪問購入	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間

※書面を受け取った日を初日とする



クーリング・オフの通知は書面のほか電子メール等でも可能です。
詳しくは**消費者ホットライン(☎188)**へ相談を!

これまで
20歳だった

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に!

成年になると、「大人」として扱われ、保護者の同意がなくても、自分の判断だけで携帯電話の契約をしたり、クレジット契約を結ぶことができます。それは、同時に「**責任**」も伴うようになるということです。

未成年の場合、保護者の同意がない契約は取り消すことができますが、成年(18歳以上)になると取り消すことはできません。このことを悪用して、社会経験の浅い若者に不利な契約をさせる「**悪質商法**」などがあります。
標的にならないよう十分な警戒が必要です。

2004年の4月2日以降に生まれた人は、18歳の誕生日に「成年」になります。

2003年4月2日～2004年4月1日生まれは2022年4月1日に、**18歳で成年に、**

2002年4月2日～2003年4月1日生まれは2022年4月1日に、**19歳で成年に、**

2002年4月1日以前に生まれた人は**20歳の誕生日から成年になります**